

災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

このたびの災害により被害を受けた皆さまへ心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈りいたします。
当社では、この度災害救助法を適用された地域の被災契約者さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長:

お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。

2. 保険金の簡易迅速なお支払い:

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

災害救助法の適用状況

○平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨にかかる災害により適用

【平成30年7月5日-8日適用】

高知県:安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町

鳥取県:鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、
西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町

広島県:広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、
安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三次市、庄原市

岡山県:岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、
真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、
加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町、津山市、美作市、和気郡和気町

愛媛県:今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市

京都府:福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、
与謝郡与謝野町

兵庫県:豊岡市、篠山市、朝来市、穴栗市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、
多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神埼郡市川町、神埼郡神河町

岐阜県:高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、
下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、
大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、

福岡県:飯塚市、久留米市

島根県:江津市、邑智郡川本町

山口県:岩国市

【本件に関するお問合せ先】

セント・プラス少額短期保険株式会社

TEL:03-5524-6501 / FAX:03-5250-6767